川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第４９号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成４年川崎市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第２７条の２第２項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第４１条の４ただし書中「廃棄物」の次に「（以下「非常災害廃棄物」という。）」を加える。

第４１条の５第１項ただし書中「非常災害により生じた廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改める。

第４１条の６中「第９条の３の３第２項（同条第３項」を「第９条の３の３第３項（同条第４項及び第５項」に改め、「第９条の３の３第１項」の次に「及び第２項」を加える。

第４１条の７中「非常災害により生じた廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改め、「者（」の次に「法第６条の２第３項前段及び第５項前段の規定により当該者から当該非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者又は同条第３項後段及び

第５項後段の規定により当該者から当該非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者を含む。」を加える。

第４１条の８第２項ただし書及び第４１条の１０第３項ただし書中「非常災害により生じた廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改める。

別表第１中「４，５００円」を「５，４００円」に、「２，２５０円」を「２，７００円」に、「３，８２０円」を「５，７３０円」に、「３，１５０円」を「４，７２０円」に、「９，６７０円」を「１４，５００円」に、「４，７２０円」を「７，０８０円」に改める。

別表第２中「１１円」を「１６円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２７条の２第２項、第４１条の４ただし書、第４１条の５第１項ただし書、第４１条の６、第４１条の７、第４１条の８第２項ただし書及び第４１条の１０第３項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の条例別表第１及び別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料及び処理費用について適用し、同日前の申込みに係る手数料及び処理費用については、なお従前の例による。